青警本高速第43号 平成26年3月4日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

青森県警察高速道路交通警察隊運営規程の一部を改正する訓令の制定についてこの度、青森県警察高速道路交通警察隊運営規程の一部を改正する訓令(平成26年3月青森県警察本部訓令第4号)を別添のとおり制定し、平成26年3月29日から施行することとした。制定の理由及び内容は次のとおりであるので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

東北縦貫自動車道八戸線八戸ジャンクション内に警察官詰所が設けられたことに 伴い、所要の改正を図るものである。

2 制定の内容

第4条第2項中「、インターチェンジ」を削る。

第4条、別表第2に、名称「八戸ジャンクション警察官詰所」、位置「八戸市東北 縦貫自動車八戸線八戸ジャンクション内」を加える。

担当 高速道路交通警察隊管理係

警 察 本 部

警 察 学 校

各 警 察 署

青森県警察高速道路交通警察隊運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成26年3月4日

青森県警察本部長 徳 永 崇

青森県警察高速道路交通警察隊運営規程の一部を改正する訓令

青森県警察高速道路交通警察隊運営規程(昭和54年8月青森県警察本部訓令第1 1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、インターチェンジ」を削る。

別表第2中

南郷インターチェンジ警察官 八戸市 東北縦貫自動車八戸線南郷インター 詰所 チェンジ内

を

南郷インターチェンジ警察官 詰所	八戸市 東北縦貫自動車八戸線南郷インター チェンジ内
八戸ジャンクション警察官詰	八戸市 東北縦貫自動車八戸線八戸ジャンク
所	ション内

に改める。

附 則

この訓令は、平成26年3月29日から施行する。